

## 「都市計画法第34条第9号」の運用基準

(平成12年 4月 1日施行)

(平成19年11月30日施行)

### 沿道施設である給油所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準

「都市計画法第34条第9号」に規定する政令で定める道路の円滑な交通を確保するための給油所とは、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該申請に係る建築物の用途が、ガソリンスタンド及び自動車用液化石油ガススタンドで、沿道サービス上、必要と認められるものであること。
- 2 サービスの対象となる道路は、一般国道、県道、県道に準ずる道路と認められる市道の主として自動車交通の用に供する道路であって、その車道幅員が12メートル以上のものであること。
- 3 当該施設周辺において、サービスの対象となる道路の両側が市街化調整区域であり、かつ道路に沿った距離で1キロメートル以内に市街化区域が存しないこと。
- 4 当該施設は、同種の施設から、道路に沿った距離で1キロメートル以上離れていること。
- 5 建築物の敷地が、サービスの対象となる道路に敷地の外周の7分の1以上の長さ(その長さが10メートル未満のときは、10メートル以上の長さ)が接していること。
- 6 当該施設の計画が、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障のないよう交通安全について適切な配慮がなされていること。
- 7 申請建築物は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 8 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

### 沿道施設である休憩所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準

「都市計画法第34条第9号」に規定する政令で定める道路の円滑な交通を確保するためのドライブイン等の休憩所とは、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該申請に係る建築物の用途は、主として長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者が休憩のため利用する「駐車場を有する休憩所施設」であること。
- 2 サービスの対象となる道路は、一般国道、県道、県道に準ずる道路と認められる市道の主として自動車交通の用に供する道路であって、その車道幅員が12メートル以上のものであること。
- 3 当該施設周辺において、サービスの対象となる道路の両側が市街化調整区域であり、かつ道路に沿った距離で1キロメートル以内に市街化区域が存しないこと。
- 4 当該施設は、同用途の施設から、道路に沿った距離で1キロメートル以上離れていること。
- 5 建築物の敷地が、サービスの対象となる道路に敷地の外周の7分の1以上の長さ(その長さが10メートル未満のときは、10メートル以上の長さ)が接していること。

- 6 次の要件に十分留意して計画されていること。
  - (1) 車両の出入り並びに歩行者の通行に支障をきたさないよう、また、前面道路の走行車両の安全上障害とならないよう、交通安全について適切な配慮がなされていること。
  - (2) 少なくとも収用人員 4 人に 1 台の割合で算出した台数以上の小型 4 輪自動車が駐車できる広さの駐車場が敷地内に有効に配置されていること。収用人員の算定が困難な場合は、敷地の過半の面積が駐車場であること。
- 7 申請建築物は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 8 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類の製造所である建築物に係る  
「都市計画法第 3 4 条第 9 号」の運用基準

「都市計画法第 3 4 条第 9 号」に規定する政令で定める火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類の製造所である建築物とは、次の各項に該当するものとする。

- 1 火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類の製造所であり、同法第 3 条の許可を受けたものであること。
- 2 申請建築物は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 3 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。